

事業所税の手引



秋 田 市

目 次

I 事業所税について

1	事業所税の趣旨 -----	1
2	事業所税の使いみち -----	1
3	課税団体 -----	1

II 事業所税のしくみ

1	総括表 -----	2
2	課税客体 -----	2
3	納税義務者等 -----	3
4	免税点 -----	4
5	課税標準 -----	5
6	非課税 -----	10
7	課税標準の特例 -----	10
8	税率、税額 -----	11
9	特殊関係者のみなし共同事業 -----	12

III 非課税、課税標準の特例

1	非課税 -----	14
2	課税標準の特例 -----	23

IV 申告、納付

1	申告納付しなければならない方 -----	27
2	申告納付期限 -----	27
3	申告納付場所 -----	27
4	申告書に添付する明細書等 -----	27
5	事業所税の期限後申告および修正申告について -----	28
6	「事業所用家屋及び従業者の申告書」の提出について -----	28
7	「事業所等新設・廃止申告書」の提出について -----	28
8	「事業所用家屋の貸付等申告書」の提出について -----	28

V そ の 他

1	加算金	-----	29
2	延滞金	-----	29
3	指定管理者に対する事業所税の課税について	-----	30
4	事業所税の減免	-----	30
5	減免の手続等	-----	30

VI 申告書

1	申告書の種類	----	34
2	申告書様式等	----	35
	事業に係る事業所税申告書 (第44号様式)	----	38
	事業所等明細書 (第44号様式別表1)	----	39
	非課税明細書 (第44号様式別表2)	----	40
	課税標準の特例明細書 (第44号様式別表3)	----	41
	共用部分の計算書 (第44号様式別表4)	----	42
	障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者 給与支払明細書 (第44号様式添付資料1)	----	43
	記載要領	----	44
	領収証書	----	48
3	事業所等新設・廃止申告書	----	49
4	税額のない場合の申告書		
	事業所用家屋及び従業者の申告書	----	51
5	事業所用家屋の貸付等申告書		
	事業所用家屋の貸付等申告書	----	54
	共用部分の計算書 (貸付けに係る分)	----	58

凡 例 略語は、次のとおりです。

法	-----	地方税法
令・政令	-----	地方税法施行令
則	-----	地方税法施行規則
事業所等	-----	事務所又は事業所
通知	-----	取扱通知

なお、条文や通知については、たとえば法第701条の31第1項第2号を法701の31①二と、通知第1章第5節19(1)(イ)を通知1-5-19(1)(イ)と略称することがあります。

I 事業所税について

1 事業所税の趣旨

事業所税は、都市において事業活動を営む事務所・事業所が、都市の行政サービスを受益している一方で、都市に都市環境の整備のための財政需要の増加をもたらしていることから、道路、公園などの都市環境の整備を行う費用に充てるために、これらの事務所・事業所に特別な負担を求める市税です。

2 事業所税の使いみち

このように事業所税は、「都市環境の整備および改善に関する事業に要する費用に充てるため」の目的税で、次の事業のためだけに使われます。

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか市街地再開発事業その他の都市環境の整備および改善に必要な事業で政令で定めるもの

3 課税団体

事業所税の課税団体は、次のとおりです。（令和4年4月1日現在）

- (1) 都および指定都市（21団体）
東京都（特別区の区域）、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (2) 首都圏整備法による既成市街地を有する市（3団体）
川口市、武蔵野市、三鷹市
近畿圏整備法による既成都市区域を有する市（5団体）
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (3) 人口30万人以上の市で政令で定める市（48団体）
旭川市、**秋田市**、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

II 事業所税のしくみ

1 総括表

事業所税のしくみはおおむね次のとおりです。

区 分	資産割	従業者割
課 税 客 体	事業所等で行われる事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う者	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
税 率	1㎡当たり600円	従業者給与総額の0.25%
免 税 点	市内の事業所の床面積の合計が1,000㎡以下	市内の事業所の従業者の合計が100人以下
非 課 税	人的および用途による非課税	
課税標準の特例	人的および用途による特例	
課 税 標 準 の 算 定 期 間	個人	1月1日～12月31日
	法人	各事業年度ごと
申 告 納 付 期 限	個人	翌年の3月15日
	法人	事業年度終了日から2か月以内

※なお、算定期間の末日現在で、事業所床面積が800㎡又は従業者数が80人を超える場合は、免税点以下ですが、申告をしていただくこととなっています。

(秋田市市税条例第141条第3項)

2 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課税されます。

(法701の32①)

「事業所等」と「事業所等において行われる事業」の意義は、次のとおりです。

(1) 事業所等

事業の必要から設けられた人的および物的設備で、継続して事業が行われる場所をいいます。事務所、店舗、工場などのほか、倉庫、材料置場、作業場、ガレージなどの家屋も含まれます。無人の倉庫など人的設備を欠く施設も、これを管理する事務所などがある限り該当します。

なお、事業に関連する施設のうち、事業所等に該当しないものは次のとおりです。

○社宅、社員寮など……人の居住用のものは除きます。

○設置期間が2、3か月の現場事務所、仮小屋など……これらの場所で行われる事業に継続性がないため該当しません。

○建設業における現場事務所など臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のもの……最近の大型建設工事の実態を考慮して、事業所等の範囲から除きます。

(通知9-3(3))

(2) 事業所等において行われる事業

事業とは、物の生産や販売、サービスの提供などすべての経済活動をいいます。本来の事業のほか、関連して行われる付随的な事業であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては事業に含まれます。事業所等において行われる事業とは、事業所等の建物やその敷地内で行われるものをいうほか、敷地の外で行われる外交員のセールス活動なども事業所等の管理下にある場合は、事業所等において行われる事業となります。

問1 不動産賃貸業者等が所有するアパートやマンション、住宅会社のモデルハウスなどは事業所税の対象になりますか。

答 アパートやマンションなど人の居住の用に供される家屋や、住宅の商品見本となるモデルハウスなどは、事業所税の対象になりません。ただし、それらの中の一室を営業所として使っている場合などは、その部分が課税対象になります。

問2 屋根だけの設備の車庫の取り扱いはどうなりますか。

答 課税対象かどうかの判定は、不動産登記法上の家屋（固定資産税の対象となる家屋）に該当するかによって判定されます。登記簿に登記されている家屋のほか、未登記でも不動産登記法上、家屋として登記の対象となり得るものであれば事業所税の課税対象となります。

3 納税義務者等

(1) 納税義務者は、秋田市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。事業を行う法人又は個人とは、単なる法律上の名義人ではなくその事業所において実際に事業を行っている者をいいます。 (法701の32①)

(2) 事業所税は「**資産割**」と「**従業者割**」に区分され、その合計額により課税されます。

問3 貸しビルの所有者は事業所税の納税義務者となりますか。また、空室がある場合の課税はどのようになりますか。

答 事業所税は、事業所等で事業を行う者に課税されます。貸しビルの貸室部分については、所有者ではなく使用者（貸室を借りて事業を行う者）に課税されます。また、貸しビルの空室部分は、事業を行う者がいないので事業所税の対象外です。

問4 デパートの中に他の販売業者等が入り、消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合、その部分の資産割の納税義務者はだれになりますか。

答 デパートの一部を賃貸借契約によって借りて営業している場合、賃借人が納税義務者になりますが、設問のように消化契約等のケース貸しによって営業を行っている場合には、その部分の資産割の納税義務者は、デパートになります。

4 免税点

事業所税では、中小事業者の負担をなくすために「一定の基準以下の場合には課税できない」という免税点の制度が設けられており、次に掲げる場合は、免税点以下となり課税されません。なお、免税点の判定は、資産割と従業者割のそれぞれで行います。

(1) 資産割

秋田市内の各事業所等の事業所床面積（非課税となる床面積は除く）の合計床面積が **1,000 平方メートル以下** の場合

(2) 従業者割

秋田市内の各事業所等の従業者数（障害者、役員以外の年齢65歳以上の者、法第701条の34に規定する非課税施設のみに勤務する者の数を除く）の合計が、**100 人以下** の場合

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。算定期間の中途において廃止した事業所等の事業所床面積および算定期間の中途において退職した従業者数は、免税点の判定には含めません。（法701の43①、③）

なお、課税標準の算定期間は、法人の場合は事業年度です。個人の場合は、原則としてその年の1月1日から12月31日までの期間ですが、年の中途に納税義務者が事業を開始した場合や事業を廃止した場合は、「開始の日から12月31日まで」又は「1月1日から廃止の日まで」になります。

問5 免税点は、基礎控除と考えてよいのでしょうか。

答 免税点は、個人住民税などで用いられている控除制度とは異なります。課税標準が免税点を超える場合、超える部分だけではなく、全部が課税の対象になります。

問6 当社は、秋田市で床面積800㎡の本店と、床面積400㎡の支店で事業を行っています。それぞれの床面積は1,000㎡以下ですが、資産割は課税されますか。

答 資産割は、事業所床面積の合計が1,000㎡以下、又は従業者数の合計が100人以下であるかどうかは、課税標準の算定期間の末日に市内にある事業所等の床面積又は従業者数を合算して判定します。設問の場合、 $800\text{㎡} + 400\text{㎡} = 1,200\text{㎡}$ で免税点の判定を行いますので、資産割が課税されます。

問7 当社は、昨年11月に床面積1,800㎡の事業所を設置しました。事業年度は3月末です。免税点の判定はどのようになりますか。

答 資産割の免税点判定は、月割り計算によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します（法701の43③）。この結果、課税される場合は、算定期間の月数により課税標準の月割り計算（法701の40①）を行います。

5 課税標準

税額を算出するためには、その課税客体（課税の対象）となる行為、財産の所有、所得などを数量的に評価することが必要ですが、その基準が課税標準です。課税標準は価格や金額や数量によって表されるものですが、事業所税の場合は次のとおりです。

- (1) 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における**事業所床面積**です。
(法701の40①)

ア 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設（既存の事業所等の他に新たに事業所等を設置）又は廃止（3か所で事業を行っていたが、その1か所を閉店など）した場合、資産割の課税標準は、次の（ア）～（ウ）の床面積となります。

(ア) 算定期間の中途において新設された事業所等「(ウ)を除く」

$$\text{事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(イ) 算定期間の中途において廃止された事業所等「(ウ)を除く」

$$\text{事業所床面積} \times \frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(ウ) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

$$\text{事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

例 3月末日決算法人が11月21日に事業所A(1,800㎡)を新設して事業を行っている場合の事業所Aの課税標準は、12月から3月までの4か月分となります。

$$1,800 \text{ ㎡} \times \frac{4 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} = \underline{600 \text{ ㎡}}$$

イ 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ面積をいいます。

事業所用家屋がテナントビルなどで、複数の入居者が共同で使用する部分がある場合は、その共用部分の床面積を各入居者の「専用床面積」に応じてあん分し、各事業所に割り振られた「共用床面積」を事業所床面積に含めることになっています。

(法701の31④四、令56の16)

「共用床面積」とは、階段や廊下、トイレ、機械室など、複数の入居者が共同で使用する部分の床面積をいいます。

テナントビルの入居者の1つを法人Aとすれば、以下の場合の法人Aの事業所床面積の算出方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{法人Aの事業所床面積}} = \boxed{\text{法人Aの専用床面積}} + \boxed{\text{ビル全体の共用床面積}} \times \boxed{\frac{\text{法人Aの専用床面積}}{\text{ビル全体の専用床面積}}}$$

例1 共用部分が1つの事業所用家屋の場合、Aの事業所床面積は次のとおりです。

	A (1,400 m ²)	B (600 m ²)	
出入口	E (廊下 : 1,000 m ²)		出入口
	C (900 m ²)	D (1,100 m ²)	

$$\begin{aligned}
 \text{Aの事業所床面積} &= \text{Aの専用床面積} + \text{Aに割り振られた共用床面積} \\
 &= \text{A} + \text{E} \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{B} + \text{C} + \text{D}} \\
 &= 1,400 \text{ m}^2 + 1,000 \text{ m}^2 \times \frac{1,400 \text{ m}^2}{4,000 \text{ m}^2} \\
 &= 1,400 \text{ m}^2 + 350 \text{ m}^2 \\
 &= \underline{1,750 \text{ m}^2}
 \end{aligned}$$

例2 共用部分が別々になっている事業所用家屋の場合、Aの事業所床面積は次のとおりです（共用部分FとGがそれぞれ独立しており、共用部分Gは、Aからは直接通行できません。この場合共用部分Fは、AとCとDだけの共用部分となります。）。

	A (1,200 m ²)	B (600 m ²)	
出入口	F (廊下 : 800 m ²)	G (廊下 : 400 m ²)	出入口
	C (600 m ²)	D (600 m ²)	E (600 m ²)

$$\begin{aligned}
 \text{Aの事業所床面積} &= \text{A} + \text{F} \times \frac{\text{A}}{\text{A} + \text{C} + \text{D}} \\
 &= 1,200 \text{ m}^2 + 800 \text{ m}^2 \times \frac{1,200 \text{ m}^2}{2,400 \text{ m}^2} \\
 &= 1,200 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 \\
 &= \underline{1,600 \text{ m}^2}
 \end{aligned}$$

問8 次の場合、資産割の課税標準はどのように算定されますか。なお、事業年度はどの法人も4月1日から3月31日です。

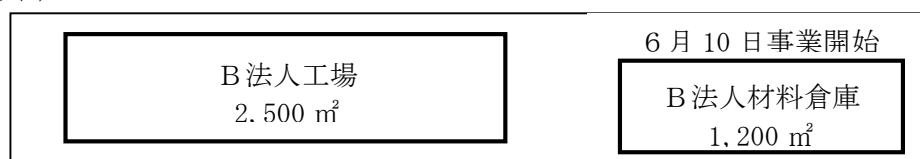
- (1) A法人 ○○年6月10日に、従来から事業を行っている本社(1,800 m²)とは別の場所に支店(1,200 m²)を建築し事業を行っている場合
- (2) B法人 ○○年6月10日に、従来から事業を行っている工場(2,500 m²)の敷地内に材料用倉庫(1,200 m²)を建築し事業を行っている場合
- (3) C法人 ○○年6月10日に、従来から事業を行っている工場(2,500 m²)と同一敷地内にある材料用倉庫(1,200 m²)を取り壊し、工場のみで事業を行っている場合



A法人の場合は、算定期間の中途に事業所が新設されているため、課税標準を月割で計算することになり、

$$1,200 \text{ m}^2 \times \frac{9 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} + 1,800 \text{ m}^2 = 2,700 \text{ m}^2 \text{ となります。}$$

答(2)



事業所等の新設、廃止の場合の資産割の月割課税は、支店、営業所等のようにここで一単位の事業が行われると認められるものの新設、廃止があった場合に限られます。同一敷地内などにおける新設、廃止など、一つの事業所等における拡張、縮小等の床面積の異動の場合は、月割課税は行われません。

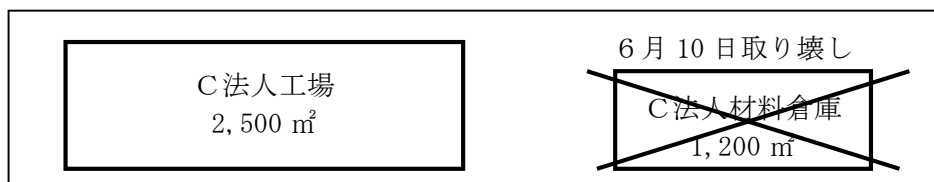
新築した事業所用家屋が事業所等の新設にあたるのか、従来から存在する事業所等の拡張にあたるのかを判定する基準としては、

- ① 二つの事業所用家屋が、同一敷地内に所在するか
- ② 二つの事業所用家屋が、構造上・物理上・作業工程上などから考えて、効用上一体として使用される状態として認められるか

の二つがあげられます。原則①、②の両方を満たせば事業所等の拡張と解されますし、どちらか一方が満たされなければ事業所等の新設と解されます。

設問のB法人の場合、材料倉庫は工場と同一敷地内にあり、また、効用上一体であると考えられるので事業所等の拡張として取り扱うことになり、 $2,500 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 = 3,700 \text{ m}^2$ が課税標準となります。

答(3)



C法人の場合は、前の(2)と同様の考え方で、事業所等の縮小として取り扱うことになり、算定期間末日の事業所床面積の $2,500 \text{ m}^2$ が課税標準となります。

問9 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合又は途中で新設、廃止した事業所については、月数に応じて月割計算しますが、免税点の判定も同様に月割計算した結果により判定することになりますか。

答 免税点の判定では、資産割の課税標準の算定における月割は適用されず、算定期間の末日の現況によります。その結果、免税点を超えている場合には、課税標準を算定するときに月割計算を行うことになります。(法701の40②)

問10 工場内の一部で機械等を停止し、操業を休止しています。この部分について資産割は課税されますか。

答 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前に6か月以上休止していたと認められる施設に係る部分は、課税標準に含まれません。ただし、免税点の判定の際は床面積に含まれます。

休止部分はその床面積が明確に区画されていることが必要で、現に操業を行ってなくても、いつでも操業を開始できる状態である場合や、使用していない機械や机を置くなどして倉庫のように使用されている場合などは、休止に該当しません。

(1) 従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた**従業者給与総額**です。(法701の40①)

ア 従業者給与総額とは、事業所等の従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金、賞与ならびにこれらの性質を有する給与(以下「給与等」といいます。)の総額で、所得税法上給与等に該当しないものは含まれません。

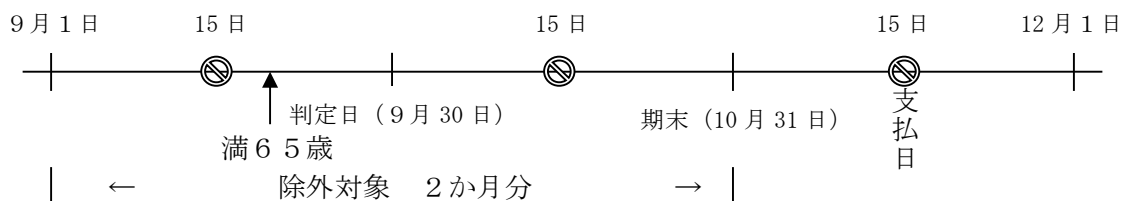
従業者給与総額には、給与等の実際の支払い日にかかわらず、既に支払い義務が発生し、会計上未払い金として計上されたものも含まれます。

イ 年齢55歳以上65歳未満の者で雇用保険法等による国の雇用に関する助成の対象となる者(以下「雇用改善助成対象者」といいます。)がいる場合、その従業者に支払った給与の2分の1の額が控除されます。

ウ 障害者と役員以外の年齢65歳以上の方を従業者から除きます。

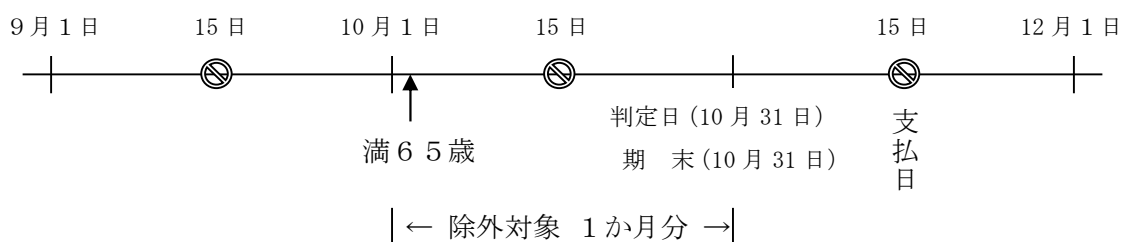
エ 障害者、年齢65歳以上の方および雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、従業者の給与の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)の末日(判定日)の現況によります。算定期間の中途において障害者又は65歳以上となった方は、当該期間以降の給与等を課税標準となる従業者給与総額に含めません。

例1 10月決算法人(毎月1日～末日分の給与をその月の15日に支払う)の場合で、9月18日に年齢が65歳となった従業者の場合



事例の場合は9月18日に65歳となっており、給与計算の基礎となる期間が1か月なので、その期間末日の9月30日の現況で判定され、9月30日現在で年齢が65歳以上の従業者に該当するので、9月と10月分の給与を除外します。

例2 10月決算法人(毎月1日～末日分の給与を翌月の15日に支払う)の場合で、10月3日に年齢が65歳となった従業者の場合



10月31日現在で年齢が65歳以上となったので、10月の1か月分の給与を除外することになります。

オ 従業者と課税標準の関係をまとめると次表のようになります。

従業者		免税点の判定	課税標準
出 向 社 員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担する場合	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
数社の役員を兼務する役員		それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
非常勤の役員		従業者に含める	従業者給与総額に含める
無給の役員		従業者に含めない	
アルバイト(※1)		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー(※2)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める
中途退職者		従業者に含めない	従業者給与総額に含める
保険の外交員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
常時船舶の従業員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
外国又は課税区域外への長期派遣(※3)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない

(※1) アルバイトとは、通常の社員の1日の労働時間と同じ労働時間で日々雇用される者をいいます。

(※2) パートタイマーとは、1日の労働時間が6時間以内の者又は通常の社員の労働時間が8時間以外の場合は、その労働時間の4分の3以内の労働時間で雇用される者をいいます。

(※3) 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

問11 デパートやスーパーに問屋などから派遣されている従業員の給与等の取り扱いはどうなりますか。

答 その従業員の給与等が問屋などから支払われている場合、派遣元の間屋などの従業員給与等として取り扱い、派遣先の従業員給与総額には含めません。

6 非課税

事業所税の創設の趣旨や目的などから、事業所税を課すべきではないと考えられる事業所等や施設等について、人的非課税と用途非課税の措置が講じられています。

(法701の34)

(1) 非課税とは、一般的には納税義務が生じないことをいいますが、その範囲の定め方において、人的非課税とは納税義務者の性格に求めるものであり、用途非課税とは課税客体の用途に求めるものです。

用途非課税は、非課税の適用を受ける範囲がその規定する用途部分に限定されます。

(2) 非課税の適用の判定は、事業に係る事業所税にあつては課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

問12 次の施設は、非課税の規定を受ける「福利厚生施設」の範囲に含まれますか。
社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、休憩室、仮眠室、売店、食堂、娯楽室、研修室、宿泊室、診療室、理髪室、喫煙室、トイレ

答① 体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室、理髪室は、一般的に事業活動のために設けられる施設とは考えられず、福利厚生施設として取り扱って差し支えありません。

② 更衣室、浴場、休憩室、宿泊室、仮眠室、喫煙室は、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられる場合が考えられますので、福利厚生施設にあたるかの判定は、当該施設の利用状況等によります。

当該施設が業務用施設かどうかは、事業の性質、施設の利用の実態等を勘案して判定されますが、一般的にデパートや銀行等の就業規則等でユニホームの着用が義務づけられている女子更衣室や、鉱工業等で現業部門に限定して設けられている浴場等は、業務に係る施設として課税の対象となります。

③ 研修所、トイレは、一般的に事業活動上必要な施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

④ 社員寮、社宅は、人の居住の用に供するものですので課税対象外です。

7 課税標準の特例

非課税とされる施設以外の施設や国の施策として奨励するものなどについては、事業所税の特例措置が講じられています。これらの課税標準の特例措置には、人的なものや用途によるものがあります。

(法701の41)

(1) 課税標準の特例とは、その適用を受ける部分の事業所床面積、従業員給与総額について、その課税標準の一定割合を控除するというものです。

(2) 資産割又は従業員割の課税標準の特例を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。

- (3) 2以上の課税標準の特例がある場合の重複が考えられるケースとして第701条の41第1項および第2項に規定する事業所等に該当する場合があります。

この場合、まず第1項の規定を適用してから第2項の規定を適用することとされています。具体的には第2項の規定により控除すべき面積は、当該事業に係る事業所床面積から第1項の規定により控除すべき面積を控除した後の面積の2分の1に相当する面積となります。

問13 免税点の判定の際、非課税又は課税標準の特例の適用があるものはどのように取り扱われますか。

答 免税点の判定にあたっては、非課税規定が法の適用除外を定めたものであることから、非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ差し引いた後の床面積又は従業者数によって判定します。

また、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定が負担の軽減を図る趣旨であることから、特例規定の適用前の床面積又は従業者数によって判定します。

問14 次のような場合の倉庫は、どのように取り扱われますか。
 (1) 1棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し、専用する場合
 (2) 1棟の倉庫のうち特定の数室又は1室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し、専用する場合
 (3) 製品1個又は1ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

答 課税標準の特例の対象となる倉庫は、倉庫業者（倉庫業法第3条の許可を受けて倉庫業を営む者）がその本来の事業の用に供するものとされており、倉庫業者以外の者が使用しているものは対象とはなりません。当該倉庫が倉庫業者の事業所等であるかの判定は、寄託された物品等の保管責任の所在によるものとされています。

設問の(1)と(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、使用している者の事業所等として取り扱いますので、特例の対象とはなりません。

(3)は、倉庫業者の事業所等として取り扱いますので、特例の対象となります。

8 税率、税額

- (1) 事業所税の税率は、次のとおりです。

資産割 — 事業所床面積1平方メートルにつき**600円**

従業者割 — 従業者給与総額の**100分の0.25**（法701の42①）

事業所税の納付税額は、資産割と従業者割の合算額になります。納税義務者が法人の場合は事業年度の終了の日から2か月以内に、個人の場合は翌年の3月15日まで申告納付していただくことになります。

- (2) 事業に係る事業所税の計算は、次のように行います。

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積①}} = \boxed{\text{事業所床面積}} - \boxed{\text{非課税に係る事業所床面積}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積}}$$

※端数処理……それぞれ1㎡の100分の1未満切捨て

$$\boxed{\text{課税標準となる 従業者給与総額②}} = \boxed{\text{従業者 給与総額}} - \boxed{\text{非課税に係る 従業者給与総額}} - \boxed{\text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}}$$

※端数処理……課税標準となる従業者給与総額の1,000円未満切捨て

$$\text{税 額} = \boxed{\text{資産割額}} \times 600 \text{円} + \boxed{\text{従業者割額}} \times \frac{0.25}{100}$$

課税標準となる 事業所床面積① 課税標準となる 従業者給与総額②

※端数処理……資産割、従業者割の合計額の100円未満切捨て

9 特殊関係者のみなし共同事業

本人の親族その他の特殊関係にある個人や同族会社について、租税回避行為を防止し、税負担の公平を図るために納税義務者の範囲などに次のような規定があります。

(1) 特殊関係者のみなし共同事業が適用される場合

「特殊関係者を有する者」がある場合に、その「特殊関係者」が行う事業が、当該「特殊関係者を有する者」又はその者の他の「特殊関係者」が事業を行う事業所等と同一家屋内で行われているときは、これらの「特殊関係者」が行っている事業を「特殊関係者を有する者」と「特殊関係者」の共同事業とみなします。

ただし、同一家屋内で事業を行っている場合でも、次のアとイの要件を満たしているときは、みなし共同事業の特例の適用はありません。

ア 特殊関係者の行っている事業が、特殊関係者を有する者と意思を通じずに行われている。

イ 事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない。

(2) 特殊関係者の範囲（法701の32②、令56の21①、令5①）

①	特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族および兄弟姉妹
②	①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により、生計を維持しているもの
③	①および②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により、生計を維持しているもの
④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①および②に掲げる者を除きます。）およびその者と①から③までのいずれかに該当する関係がある個人
⑤	判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人およびその者と①から④までのいずれかに該当する関係がある個人
⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
⑦	判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人およびこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※ 同族会社とは、株主（法人の出資者）3人以下とこれらと親族などの特殊な関係にある個人や法人が有する株式の総数か出資金の合計額が、その会社の発行済株式の総数か出資金額の半分以上の会社をいいます。（法人税法2①十、同法施行令4）

(3) 特殊関係者のみなし共同事業が適用された場合の免税点の判定

「特殊関係者を有する者」の免税点の判定の際には、「特殊関係者を有する者」の本来の事業に係る事業所床面積および従業者数に、みなし共同事業に係る「特殊関係者」の事業所床面積および従業者数を合算して行うことになります。(令56の75②)

(4) 特殊関係者のみなし共同事業の課税標準

「特殊関係者」のみなし共同事業の場合であっても、「特殊関係者を有する者」と「特殊関係者」の課税標準を算定するうえでは、それぞれの事業所床面積や従業者給与総額だけが課税標準になり、通常の場合と同じになります。

例 A社と、A社が100%出資しているB社が同一家屋内に事業所を有して事業を行っており、A社の事業所床面積が800㎡、B社の事業所床面積が600㎡の場合、A社に係る資産割の免税点の判定と課税標準の算定は次のようにして行います。

- ① B社はA社が100%出資している会社なので、B社はA社を判定の基礎として同族会社に該当します。
- ② B社はA社の「特殊関係者」、A社は「特殊関係者を有する者」となります。
- ③ A社とB社が同一家屋内に事業所を有して事業を行っているので、B社の事業所床面積600㎡についてはA社とB社の共同事業とみなされます。
- ④ 免税点の判定は、A社の事業所床面積800㎡と、共同事業とみなされるB社の事業所床面積600㎡を合算して行いますので、 $800\text{㎡} + 600\text{㎡} = 1,400\text{㎡}$ となり、A社は資産割の納税義務を負います。
- ⑤ 課税標準は、A社の本来の事業に係る事業所床面積800㎡だけとなり、税額は $800\text{㎡} \times 600\text{円} = 480,000\text{円}$ になります。

問15 A社の所有する床面積1,300㎡の事務所ビルで、A社が100%出資したB社、C社の2社が事業を行っています。B社、C社が使用している事業所床面積はそれぞれ600㎡、700㎡となっておりますが、この場合の資産割の免税点の判定はどのようになりますか。

答 B社、C社はA社が100%出資している会社なので、A社を判定の基礎としてB社、C社は同族会社になります。次に、B社の場合、同族会社判定の基礎となったA社を判定の基礎としてC社は同族会社になります。したがって、B社、C社は相互に「特殊関係者」であり、「特殊関係者を有する者」であると認められますので、免税点の判定は、2社ともに1,300㎡で行い、課税標準は、B社が600㎡、C社が700㎡となります。

問16 D社の発行済株式のうち、A社は45%、B社は35%、C社は20%を所有しています。この場合、C社は「特殊関係者(D社)を有する者」になりますか。

答 第1順位と第2順位の株主(A社、B社)の所有する株式総数の合計がD社の発行済株式の総数の50%以上となる場合には、第3順位の株主(C社)は、その会社が同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主には含まれません。よって、A社とB社については「特殊関係者を有する者」となりますが、C社については「特殊関係者を有する者」とはなりません。

Ⅲ 非課税、課税標準の特例

1 非課税

法第701条の34の項と号です。また、○印は非課税を表します。

	項号	区分	資産割	従業者割	具体例
人的非課税	1	国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号の公共法人	○	○	法人税法別表1に掲げる法人(地方公共団体等)
	2	法人税法第2条第6号の公益法人等又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業	○	○	法人税法別表2に掲げる法人(学校法人、宗教法人等)
用途による非課税	1	削除			
	2	削除			
	3	博物館法第2条第1項に規定する博物館その他政令で定める教育文化施設(令56の24)	○	○	博物館、図書館、私立幼稚園
	4	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場(令56の25)	○	○	一般公衆浴場
	5	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	と殺又は解体施設
	6	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	
	7	水道法第3条第8項に規定する水道施設	○	○	取水、貯水、導水、浄水、送水の各施設等
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	
	9	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所(令56の26)	○	○	施設：医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院 養成所：保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
用 途 に よ る 非 課 税	10	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設(令56の26の2)	○	○	救護施設、更生施設等 乳児院、母子寮等 老人ホーム等 身体障害者授産施設等 介助犬訓練施設
	10の2	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設			
	10の3	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 (令56の26の3)			
	10の4	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園			
	10の5	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 (令56の26の4)			
	10の6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設			
	10の7	第10号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設(令56の26の5)			
	10の8	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設			
	10の9	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設			
	11	農林漁業者が直接その生産の用に供する施設(令56の27)			
12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設(令56の28)	○	○	国の補助、農業近代化資金の貸付を受けて設置された保管・加工・流通施設、研修施設等	
13	削除				

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
用 途 に よ る 非 課 税	14	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設 (令56の29)	○	○	附設集団売場、卸売又は仲卸し業務用倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター、生鮮食料品の保管施設
	15	削除			
	16	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設 (令56の32)	○	○	発電、変電、送電、配電施設等
	17	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業の用に供する施設 (令56の33)	○	○	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧機、導管等
	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令に定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設 (令56の34)	○	○	
19	(イ)総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設 (ロ)総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設 (令56の35)	○	○	工場、店舗、倉庫若しくは共同計算センターその他の共同施設又はこれらの附属設備等	

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
用 途 に よ る 非 課 税	20	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設 (令56の36)	○	○	事務所、発電施設以外の施設
	21	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設 (令56の37)	○	○	事務所以外の施設 第二種貨物利用運送事業のうち、特定の者の需要に応じてするものを除く。
	22	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設 (令56の38)	○	○	事務所以外の施設
	23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るもの (令56の39)	○	○	格納庫、運航管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター等
	24	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設 (令56の40)	○	○	事務所、研究施設、研修施設以外の施設 携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。
	25	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設 (令56の40の2)	○	○	

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
用 途 に よ る 非 課 税	25 の 2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設 (令56の40の3)	○	○	
	26	勤労者の福利厚生施設 (令56の41)	○	○	10 ページ参照
	27	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場 (令56の42)	○	○	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場等
	28	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	
	29	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設 (令56の42の2)	○	○	事務所以外の施設
4	百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される消防用設備等で政令で定めるもの及び同条第3項に規定する特殊消防用設備等並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第35条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備のうち政令で定める部分 (令56の43)	○		19～22 ページに掲載	
5	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設 (令56の46)		○	港湾労働の業務に従事する労働者の詰所及び現場事務所において港湾運送業務に従事する労働者	

特定防火対象物に係る事業所税の非課税措置

消防法第17条第1項の防火対象物のうち、百貨店・劇場等の多数の者が出入りする施設で附表1に掲げるものに設置されている消防用設備等（附表2）および建築基準法に定める避難施設等（附表3）に係る床面積については、該当する部分を非課税としています。ただし、その適用要件は次のとおりです。

- 1 消防用施設等については、消防法の技術上の基準に適合するもの
- 2 避難施設等については、建築基準法および秋田市火災予防条例の規定に適合するもの
- 3 消防用設備等又は避難施設等であっても、当該施設又は設備が壁、天井等に設置され事業活動上支障のないものについては、適用されません。

附表1 特定防火対象物

項	建 物 の 用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ロ 公会堂、集会場
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場、ダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)イ、(4)、(5)イ及び(9)イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗、展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所、助産所 ロ 老人福祉施設、児童福祉施設、障害者支援施設 等 ハ 老人デイサービスセンター、児童養護施設 等 ニ 幼稚園、特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、熱気浴場、蒸気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が前項までに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（特定防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※消防法施行令別表第1の防火対象物のうち上の表に該当するものに限りします。

附表2 消防法施行令第7条で定める消防用設備等

区 分	設 備 等
消 火 設 備	1 消火器及び次に掲げる簡易消火用具 イ 水バケツ ロ 水槽 ハ 乾燥砂 ニ 膨張ひる石、膨張真珠岩 2 屋内消火栓設備 3 スプリンクラー設備 4 水噴霧消火設備 5 泡消火設備 6 不活性ガス消火設備 7 ハロゲン化物消火設備 8 粉末消火設備 9 屋外消火栓設備 10 動力消防ポンプ設備
警 報 設 備	1 自動火災報知設備 1の2 ガス漏れ火災警報設備 2 漏電火災警報器 3 消防機関へ通知する火災報知設備 4 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 イ 非常ベル ロ 自動式サイレン ハ 放送設備
避 難 設 備	1 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2 誘導灯、誘導標識
消 防 用 水	防火水槽、防火水槽に代わる貯水池その他の用水
消防活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備

※消防法第17条第1項に規定する消防用設備等であつて、消防法施行令第3節の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2第1項および第17条の3第1項の規定の適用があるものに限られます。

附表3 令第56条の43第3項で定める避難施設等

区 分	設備等	割合
1 建築基準法第35条に規定する施設又は設備	イ 避難階段、特別避難階段、排煙設備（予備電源装置含む。）、非常用の照明装置（予備電源含む。）、進入口（バルコニーを含む。）、	全部
	ロ 廊下、階段（直接地上へ通ずる出入口のある避難階又は直接地上へ通ずる直接階段に限る。）、避難階における屋外への出入口	$\frac{1}{2}$
2 同法施行令第20条の2第2号ハに規定する中央管理室で右に掲げる設備を設置しているもの	イ 排煙設備の制御及び作動の監視に係る設備 ロ 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置（地下街の管理室は除く。） ハ 消防署への火災報知設備（当該設備は消防設備として別途非課税）	$\frac{1}{2}$
3 同令第112条第9項に規定する建築物の右に掲げる部分で防火区画されているもの	吹き抜けとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分、その他これらに類するもの	$\frac{1}{2}$
4 同法第34条に規定する設備	非常用エレベーター（昇降路及び乗降ロビー）	全部
5 秋田市火災予防条例の規定に基づき設置する施設	イ 百貨店、物品販売業、劇場等、料理店・飲食店等の内部に設けられた避難通路	$\frac{1}{2}$
	ロ 上記の避難通路でスプリンクラー設備の有効範囲内に設置されているもの	全部
	ハ 消防庁の指導により防火対象物に設けられた喫煙所	$\frac{1}{2}$

※床面積は、当該施設又は装置により占有される床面積に限られます。したがって、壁、天井等に取り付けられるような機器は、占有する床面積がないため、非課税床面積もないこととなります。

非課税に係る避難通路の取扱い

事業所税における非課税に係る避難通路の算定方法について、秋田市では次のとおり取扱うこととします。

1 非課税該当部分

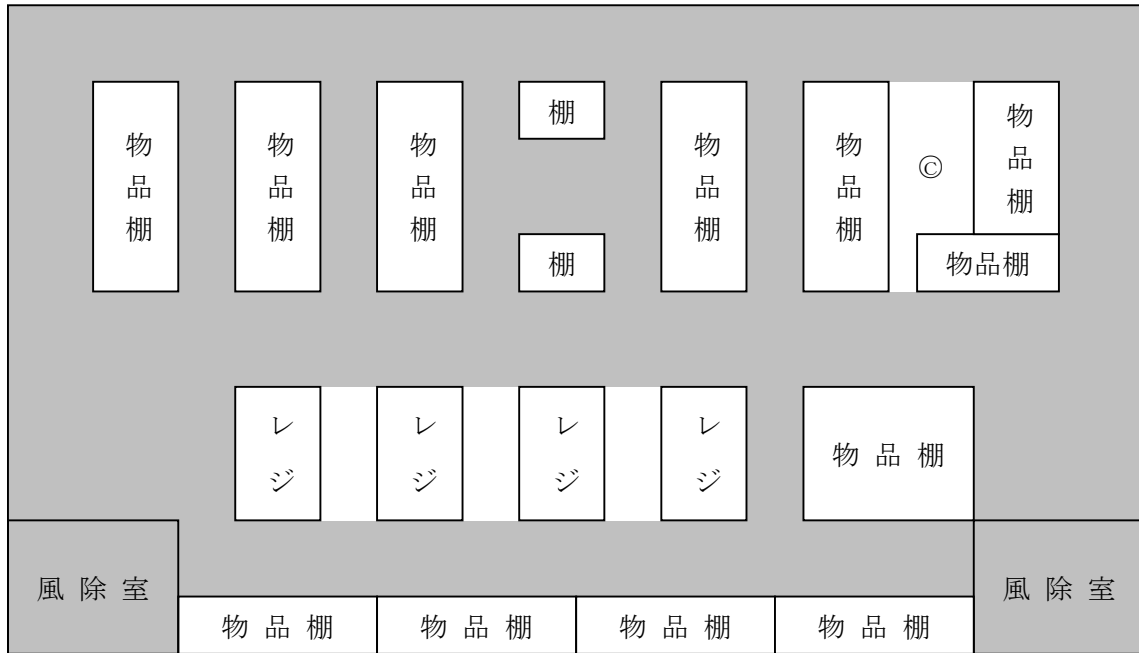
秋田市火災予防条例第46条第1項および第2項に規定する幅を満たすすべての通路（ただし、その途中で行き止まりとなって避難口に直接又は間接につながっていない通路や、避難口にはつながっているものの途中が狭くなるなど歩行の障害となる構造を有していたり、途中で物品等を恒常的に置いてあったりする通路を除きます。）。

2 秋田市火災予防条例第46条に規定する通路幅の要件

1つの階における売場の床面積が150㎡以上の場合、当該階に、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.2m以上の主要避難通路を、300㎡以上の場合、当該階に、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅1.6m以上の主要避難通路を1つ以上保有しなければいけません。

また、売場の床面積が600㎡以上の場合には、幅1.6m以上の主要避難通路のほか、幅1.2m以上の補助避難通路も保有しなければいけません。

【参考】避難通路の取扱い例



(注記)

- 1 網掛け部分は非課税と、白抜き部分は課税となることを示しています。
- 2 図の◎の部分には課税対象となります。この場合は、途中で狭くなって通路幅の要件を部分的に欠いている通路であることによるものです。
- 3 レジスターの間の部分については、この図にあるように、その周囲に他の通路が確保されている場合は、通常避難通路の認定はしませんが、周囲に避難口へ逃れる他の通路が確保されておらず、かつ、レジスターの間の通路幅が条例上の通路幅の要件を満たしている場合は、避難通路と認定する場合があります。

2 課税標準の特例

法第701条の41、本法附則第33条の項と号です。表中の割合で控除されます。

	項	号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
人的特例	1	1	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	農業協同組合、消費者生活協同組合、信用金庫、商店街振興組合、輸出入組合等
用途による特例	1	2	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く
		3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（令56の53）	$\frac{3}{4}$		水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法に関する法律などに定める公害防止施設 次号に掲げるものを除く
		4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設（令56の53の2）	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業、浄化槽の清掃の事業、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律による廃油処理事業（それぞれ事務所を除く。）
		5	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$		つなぎ場、売場
		6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置された施設（令56の54）	$\frac{3}{4}$		国、地方公共団体の補助又は日本開発銀行等の貸付を受けて設置する消費地食肉冷蔵施設
		7	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設（令56の56）	$\frac{3}{4}$		包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
用 途 に よ る 特 例	8	木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設（令56の57）	$\frac{3}{4}$		専ら木材の保管の用に供される施設
	9	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（令56の60）	$\frac{1}{2}$		客室、食堂、広間その他宿泊に係る施設（風営法第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く） 次号に掲げるものを除く
	10	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設（令56の61）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	港務通信施設、船行補助施設、旅客施設、船舶役務用施設
	11	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第6号又は第8号に掲げる施設（令56の62）	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	港湾区域、臨海地区内の上屋及び倉庫（倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫）
	12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	$\frac{1}{2}$		前号に掲げるものを除く
	13	港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	$\frac{1}{2}$		第11号に掲げるものを除く
	14	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	$\frac{3}{4}$		第11号及び第18号に掲げるものを除く
	15	道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法第2条第3項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設（令56の63）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	タクシー業務適正化特別措置法第2条第4項に規定するタクシー事業者がその本来の用に供する施設のうち事務所以外の施設
16	公共の飛行場に設置される施設（国際路線に係るものを除く。）（令56の64）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	格納庫、運航管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター等	

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例	
用 途 に よ る	1	17	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設 (令56の65)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	次号に掲げるもの、事務所は除く
		18	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の用に供するもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	
		19	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設 (令56の66)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	信書便物の引受け及び配達の用に供する施設その他信書便物の送達の用に供する施設
特 例	2	心身障害者等を多数雇用するものとして政令で定める事業所等 (障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備)において行う事業の用に供する施設 (令56の68)	$\frac{1}{2}$		常時雇用する心身障害者の数が10人以上であり、常時雇用する労働者の総数に対する当該心身障害者の数の割合が2分の1以上である事業所	

	項 号	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
附則第33条	5	特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの	$\frac{1}{4}$		特定農産加工業種：かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パイナップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しよでん粉、馬鈴しょでん粉、米加工品、麦加工品、乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品 令和6年6月30日までの事業年度分まで
	6	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業の用に供する施設	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	非課税となる施設は除く

※本市対象外の特例については、記載省略

IV 申告、納付

事業所税は、納税者自身で税額を計算し、その結果を申告・納付していただく申告納付制度を採用していますので、次の点に留意のうえ期限内に申告納付してください。

(法701の45)

1 申告納付しなければならない方

市内で事業を行っている者で、課税標準の算定期間の末日現在、資産割にあつてはその事業の用に供する事業所等の事業所床面積（非課税規定の適用を受ける床面積は除く。）の合計床面積が1,000㎡を超える者、従業者割にあつては市内の事業所等の従業者（障害者、役員を除く年齢65歳以上の者及び非課税規定の適用を受ける施設に係る従業者は除きます。）の数の合計が100人を超える者

2 申告納付期限

- (1) 法人は**事業年度終了の日から2か月以内**、個人は**翌年の3月15日まで**
- (2) 年の中途において事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内
- (3) 事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、廃止の日から4か月以内

3 申告納付場所

申告先 …………… 秋田市企画財政部市民税課
〒010-8560 秋田市山王1丁目1番1号
☎ 018(888)5475 (直通)

納付場所 …………… 秋田市指定金融機関 等

4 申告書に添付する明細書等

「事業所等明細書」のほか、次のような場合は、それぞれに掲げる明細書等を添付してください。

- (1) 非課税に該当する施設（14ページ）がある場合 …………… 「非課税明細書」
- (2) 課税標準の特例に該当する施設（23ページ）がある場合
…………… 「課税標準の特例明細書」
- (3) 事業所用家屋に共用部分（5ページ）がある場合 …… 「共用部分の計算書」
- (4) 障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者（8ページ）がいる場合
…………… 「給与支払明細書」

事業所等明細書	第44号様式別表1
非課税明細書	第44号様式別表2
課税標準の特例明細書	第44号様式別表3
共用部分計算書	第44号様式別表4
給与支払明細書	第44号様式添付資料

秋田市ホームページからも申告書をダウンロードできます。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/zeikin/1025364/1002737.html>

5 事業所税の期限後申告および修正申告について

- (1) 申告納付期限後に申告・納付する場合
未申告者に対する市長の税額の決定通知があるまでは、申告納付期限後も申告・納付はできますが、不申告加算金および延滞金（29 ページ）がかかります。
- (2) すでに確定した課税標準又は税額が過少であった場合の申告・納付
すでに確定した課税標準又は税額が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、修正申告書を提出してください。
なお、この場合は過少申告加算金および延滞金（29 ページ）がかかります。
- (3) 申告納付期限
課税標準額又は税額に不足額があることが判明したつど
- (4) すでに確定した課税標準額又は税額が過大である場合の手続
申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が法令の規定に従っていないかった、又は計算誤り等があったことにより、過大（非課税に係る事業所床面積等が過少である場合を含みます。）となる場合は「更正の請求」ができます。
なお、更正の請求ができるのは、法定納期限から5年以内（平成23年12月1日以前に法定納期限が到来するものは1年以内）です。（法20の9の3①）

6 「事業所用家屋及び従業者の申告書」の提出について

免税点以下であることにより納付すべき事業所税がない者についても、次のような場合には事業年度終了後2か月以内（個人は翌年の3月15日まで）に申告していただくこととなります。

- (1) 前事業年度（法人）又は前年（個人）に納税義務があった場合
- (2) 秋田市内の事業所等で事業を行う法人又は個人で、市内の事業所床面積（非課税となる事業所床面積および休止部分を含みます。）の合計が **800 m²** を超える場合又は従業者（障害者、65歳以上の方、非課税施設に勤務している者を含みます。）の合計が **80 人** を超える場合

7 「事業所等新設・廃止申告書」の提出について

6に該当する者が、市内に事業所等を新設し又は廃止した場合（すでに市内に事業所等のある者が新たに別の事業所等を新設した場合および市内にある事業所等の一部を廃止した場合を含みます。）には、当該新設又は廃止の日から1か月以内に申告していただきます。

8 「事業所用家屋の貸付等申告書」の提出について

事業所用家屋の全部又は一部を事業所税の納税義務者に貸し付けている場合は、当該貸付けを行った日から1か月以内に申告していただきます。

また、その申告した事項に異動が生じた場合においては、当該異動が生じた日から1か月以内に別に申告書を提出していただきます。

V その他

1 加算金

申告書を提出しなかったため市長が税額等を決定した場合や申告書に記載した税額が過少であり市長が更正した場合などは、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

期限内に申告書を提出したが、その後当該申告税額が過少であるため市長が更正したときや修正申告書の提出があったときは、更正又は修正申告により増加する税額の**10%**相当額の過少申告加算金が課されます。(法701の61①)

(2) 不申告加算金

次のような場合は、それぞれ納付すべき税額の**15%**相当額の不申告加算金が課されます。さらに、納付すべき税額が50万円を超える場合は、その超える部分の5%相当額を加算したものが不申告加算金となります。

ただし、期限後に申告書の提出があった場合や修正申告書の提出があった場合は、それらの申告が市長による更正又は決定があることを予知してなされた場合を除き、5%相当額となります。(法701の61②～⑤)

ア 期限後に申告書を提出した場合又は市長が決定した場合

イ 期限後に申告書を提出したが、その後修正申告書の提出があった場合又は市長が更正した場合

ウ 市長が税額等を決定したが、その後修正申告書の提出があった場合又は市長が更正した場合

(3) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それらが課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部や一部を隠ぺいし、又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて**35%**、不申告加算金に代えて**40%**の重加算金がそれぞれ課されます。(法701の62)

2 延滞金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの日数(期限後申告、修正申告は申告書を提出した日までの期間、更正又は決定については更正又は決定に係る税額の納期限までの期間。)に応じて延滞金がかかります。

なお、延滞金の計算の基礎となる納付すべき税額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てるとともに、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。(法20の4の2②⑤)

延滞金の計算式

滞納税額 × 延滞金の割合 × 納期限の翌日から納付の日までの日数 ÷ 365

(1) 納期限後1か月以内の延滞金の割合

延滞金特例基準割合(※) + 1%

(2) 納期限後1か月经過後の延滞金の割合

延滞金特例基準割合+7.3%

※ 延滞金特例基準割合

国内銀行の貸出約定金利（新規・短期）の前々年の9月から前年8月までにおける平均として各年の前年の11月30日財務大臣が告示した割合に1%を加算した割合。

3 指定管理者に対する事業所税の課税について

指定管理者制度が導入された公の施設の事業主体の判定は、地方自治法244条の2第8項に規定する利用料金制の導入の有無により行います。

指定管理者が事業主体と判断された場合には、資産割・従業者割ともに指定管理者に課税されます。

- ・利用料金制を導入する施設の事業主体：指定管理者
※ただし、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けており、指定管理料等を下回らない程度の収入を利用料金から得ている場合に限り、実施主体は指定管理者となります。
- ・利用料金制を導入しない施設の事業主体：地方公共団体

4 事業所税の減免

天災その他特別な事情がある場合において、減免を必要と認める者その他特別な事情がある者に限り、秋田市市税条例の定めるところにより、事業所税の減免を受けることができます。

- (1) 天災その他これに類する理由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合、損害等の程度や割合に応じて、そのつど決定します。
- (2) 31、32ページの表に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、市長が必要であると認める場合に限り、当該事業を行う者に対し課する事業所税から、当該施設に係る同表に掲げる割合に相当する額を減免します。
- (3) 申請があった場合、書面審査や実態調査等により、減免の可否が決定されます。正当な理由なく調査等に応じない場合、申請を却下することとなります。
また、虚偽の申請により減免の適用を受けた場合、減免措置が取消となります。

5 減免の手続等

減免は、対象となる施設に係る事業所税の納税義務者の申請に基づき行い、該当するかかの判定は、算定期間の末日の現況によります。

減免を受けようとする方は、「事業所税減免申請書」および減免に該当する事由を証明する書類などを、申告のつど納期限前7日までに提出してください。期限内に申請書の提出がない場合は、減免の適用は受けられませんのでご注意ください。

減免の対象となる者の施設等	減免の割合
(1) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書の出版に係る売上げ金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	資産割および従業者割の2分の1
(2) 法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で、次に掲げるもの ア その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏および楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	資産割の2分の1 当該舞台等に係る資産割の2分の1
(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定による指定自動車教習所	資産割および従業者割の2分の1
(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。） (注) 一定割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$	資産割および従業者割の一定割合（一定割合については（注）に示す算式による。）
(5) 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
(6) 法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者が秋田市の区域内に有するタクシーの合計数が250台以下であるもの	資産割および従業者割の全部
(7) 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割および従業者割の全部
(8) 農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	資産割および従業者割の全部
(9) 農業協同組合、水産業協同組合および森林組合ならびにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設ならびに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設およびこれに類する施設を除く。）	資産割および従業者割の全部
(10) 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の場合に限る。）	資産割の2分の1

減免の対象となる者の施設等	減免の割合
(11) 国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法施行令（昭和41年政令第9号）第3条第2項に規定する管理再受託者が管理する同項に規定する再受託施設	資産割および従業者割の全部
(12) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の全部
(13) 列車内において食堂および売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	当該事業に従事する者に係る従業者割の2分の1
(14) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
(15) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
(16) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	資産割の2分の1
(17) ねん糸・かさ高加工糸、織物および綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）ならびに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	資産割の2分の1
(18) 野菜又は果実（梅に限る。）のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰めその他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3
(19) 藺製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む。）	資産割の2分の1
(20) 法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号もしくは第2号に掲げる一般港湾運送事業もしくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、秋田市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	資産割および従業者割の全部
(21) 粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉場を含む。）および製品倉庫	資産割の2分の1
(22) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により事業所が滅失又は事業の用に供することができなくなった場合	災害による被害の程度に応じ、資産割および従業者割の市長が定める割合
(23) その他市長が必要と認める場合	市長が必要と認める割合



整理番号

事業所税減免申請書

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住 所

電 話 () -

申請者
(納税義務者) 氏名又は
名 称

代表者氏名

法人番号

秋田市市税条例第144条第1項および第2項の規定に基づき、下記の事業所税について、減免して下さるよう申請します。

減免対象期間	年 月 日から 年 月 日までの事業年度又は課税期間			
事業種目		決 算 月	月	
区 分	事 業 所 税 額	減 免 を 受 け よ う と す る 額		
資 産 割	円	円		
従 業 者 割	円	円		
合 計	円	円		
申請等の区分	年 月 日の申告分・修正申告分・更正・決定			
施設等の概要	事業所用家屋の所在地	課税標準 (床面積 従業員)	減免対象 (床面積 給与総額)	減 免 対 象 額
		m ²	m ²	円
		人	円	円
		m ²	m ²	円
		人	円	円
減免を受けようとする事由				

[注] 「法人番号」欄には、納税義務者が法人の場合は、納税義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

「申請等の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

VI 申告書

1 申告書の種類

事業所税の納税義務者が市役所に提出すべき書類は次の表のとおりです。

申告書等の種類	申告内容	提出期限
1 事業所税の申告書（各明細書を添付）	事業に係る事業所税の課税標準、税額その他必要な事項を申告する。	法人は事業年度終了後2か月以内 個人は翌年の3月15日まで
2 事業所税の修正申告書（各明細書を添付）	事業に係る事業所税について申告、更正、決定を受けた課税標準、税額に不足があることに気付いた場合は正しい課税標準、税額を申告する。	
3 事業所税減免申請書	市税条例第144条に該当する場合に申請する。	申告納期限前7日までに申告書（第44号様式および必要添付書類）と共に提出
4 事業所等新設・廃止申告書	事業所等を新設又は廃止した場合に申告する。	新設又は廃止の日から1か月以内
5 納税管理人申告書、納税管理人変更等申請書等	納税義務者で市内に住所、居所又は事業所等を有しない者は納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住する者を納税管理人と定め申告する。 その申告した事項に異動が生じた場合も同様です。	これらの事由が生じた日から10日以内
6 事業所用家屋の貸付等申告書	事業所用家屋を貸し付けている者は、事業所用家屋の床面積および借主の氏名又は名称その他必要な事項を申告する。 その申告した事項に異動が生じた場合も同様です。	貸付けを行った日又は異動を生じた日から1か月以内

2 申告書様式等

<設 例>

㈱秋田市商事は、秋田市内に下記の事業所を所有し、倉庫業を営む3月決算法人です。令和4年3月31日（事業年度末日）の資本金は5,600万円、事業所床面積および当該事業年度中に支払われた従業者給与総額の状況は、次のとおりです。申告書作成時における代表者は、秋田太郎です。

◎ 本社（秋田市本町1丁目1-1、AKビル）は、自社所有のテナントビルであり、㈱秋田市商事本社事務所のほか、複数の事務所・店舗が入居しており、当該ビルは特定防火対象物です。

1	AKビルの延べ床面積	8,500㎡
2	入居事業所全体の専用床面積	7,200㎡
3	㈱秋田市商事の専用床面積	3,300㎡
	（このうち福利厚生施設に係る面積）	90㎡
4	AKビルの共用床面積	1,300㎡
5	共用床面積のうち消防設備等に係る床面積	30㎡
6	共用床面積のうち防災施設等に係る床面積	490㎡
	（内 訳）	
	（1）全部が非課税となる床面積	250㎡
	（2）1/2が非課税となる床面積	240㎡
7	本社に勤務する従業者数	80人
8	7の従業者に支払われた給与総額	304,935,174円
9	役員以外で年齢が65歳以上の従業者数	2人
10	9の従業者に支払われた給与総額	1,728,540円
11	福利厚生施設に勤務する従業者数	3人
12	11の従業者に支払われた給与総額	6,851,390円

◎ 営業倉庫（秋田市中町3丁目3-19）

13	事業所床面積	1,750㎡
	事業所床面積のうち、休憩室の床面積	20㎡
14	営業倉庫に勤務する従業者数	13人
15	14の従業者に支払われた給与総額	50,175,346円
16	年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者数	2人
17	16の従業者に支払われた給与総額	5,327,612円

◎ 駅東営業所（秋田市新町1丁目13-2）

駅東営業所は、令和3年9月15日に新設された事業所です。

18	事業所床面積	250㎡
19	駅東営業所に勤務する従業者数	18人
20	19の従業者に支払われた給与総額	76,672,494円
	（令和3年9月15日から令和4年3月31日までに支払われた給与総額）	

この設例における「事業所税申告書」に記入する場合の計算方法

(1) 資 産 割

①の欄…算定期間を通じて使用された事業所床面積の求め方

ア 本社の事業所床面積

$$\begin{array}{r} \text{㈱秋田市商事の} \\ \text{専用床面積} \\ 3,300.00\text{m}^2 \end{array} + \left\{ \left(1,300.00\text{m}^2 - 400.00\text{m}^2 \right) \times \frac{\text{㈱秋田市商事の専用床面積}}{\text{全体の専用面積}} \right\} \\ \frac{3,300.00\text{m}^2}{7,200.00\text{m}^2} \\ = 3,712.50\text{m}^2$$

イ 営業倉庫の事業所床面積 1,750.00m²

算定期間を通じて使用された事業所床面積

ア 3,712.50m² + イ 1,750.00m² = **5,462.50m²**

②の欄…算定期間の中途に新設又は廃止された事業所床面積の求め方

駅東営業所の事業所床面積 250.00m²

③の欄…①に係る非課税床面積の求め方

本社の福利厚生施設の床面積 + 営業倉庫の休憩室の床面積
 $90.00\text{m}^2 + 20.00\text{m}^2 = \underline{110.00\text{m}^2}$

④の欄…②に係る非課税床面積の求め方

この例では該当がない

⑤の欄…①に係る控除床面積の求め方

営業倉庫部分の床面積 × 控除割合
 $1,730.00\text{m}^2 \times \frac{3}{4} = \underline{1,297.50\text{m}^2}$

⑥の欄…②に係る控除床面積の求め方

この例では該当がない

⑦の欄…①に係る課税標準となる床面積の求め方

$$\begin{array}{ccccccc} \text{①} & & \text{③} & & \text{⑤} & & \frac{\text{算定期間の月数}}{12} \\ & & & & & & \\ (5,462.50\text{m}^2 - 110.00\text{m}^2 - 1,297.50\text{m}^2) & \times & & & & \times & \frac{12}{12} = \underline{4,055.00\text{m}^2} \end{array}$$

⑧の欄…②に係る課税標準となる床面積の求め方

$$\begin{array}{ccccccc} (\text{②} - \text{④} - \text{⑥}) & & \frac{\text{算定期間の月数}}{12} & & \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} & & \\ 250.00\text{m}^2 & \times & \frac{12}{12} & \times & \frac{6}{12} & = & \underline{125.00\text{m}^2} \end{array}$$

⑨の欄…課税標準となる床面積の合計

$$(\text{⑦} \quad 4,055.00\text{m}^2 \quad + \quad \text{⑧} \quad 125.00\text{m}^2 \quad) \quad = \quad \underline{4,180.00\text{m}^2}$$

⑩の欄…資産割額の求め方

$$(\text{⑨} \quad 4,180.00\text{m}^2 \quad \times \quad 600\text{円} \quad) \quad = \quad \underline{2,508,000\text{円}}$$

⑪の欄…修正申告をする場合、前の申告時に納付した税額を記載

この例では該当がない

(2) 従業者割

⑫の欄…従業者給与総額の求め方

本社の従業者給与総額	営業倉庫の従業者給与総額	駅東営業所の従業者給与総額				
304,935,174円	+	50,175,346円	+	76,672,494円		
					=	<u>431,783,014円</u>

⑬の欄…非課税に係る従業者給与総額の求め方

本社の福利厚生施設に 勤務する従業者給与総額	役員以外で年齢が65歳 以上の従業者給与総額			
6,851,390円	+	1,728,540円	=	<u>8,579,930円</u>

⑭の欄…控除従業者給与総額の求め方

雇用改善助成対象者の給与総額	控除割合			
5,327,612円	×	1/2	=	<u>2,663,806円</u>

⑮の欄…課税標準となる従業者給与総額の求め方

⑫	⑬	⑭				
(431,783,014円	-	8,579,930円	-	2,663,806円)	=	420,539,278円
1,000円未満切捨てとなるので					=	<u>420,539,000円</u>

⑯の欄…従業者割額の求め方

$$(\text{⑮} \quad 420,539,000\text{円} \quad \times \quad 0.25/100 \quad) \quad = \quad \underline{1,051,347\text{円}}$$

⑰の欄…修正申告をする場合、前の申告時に納付した税額を記載

この例では該当がない

⑱の欄…資産割額と従業者割額の合計額

$$(\text{⑩} \quad 2,508,000\text{円} \quad + \quad \text{⑯} \quad 1,051,347\text{円} \quad) \quad = \quad 3,559,347\text{円}$$

100円未満切捨てとなるので = 3,559,300円

⑲の欄…既に納付の確定した事業所税額

この例では該当がない

⑳の欄…納付すべき事業所税額

$$(\text{⑱} \quad 3,559,300\text{円} \quad - \quad \text{⑲} \quad 0\text{円} \quad) \quad = \quad \underline{3,559,300\text{円}}$$

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>	令和 年 月 日	※処理事項 秋田市長	発信年月日 整理番号 事務所 区分 管理番号 申告区分 通信日付印 確認印 03-0001 / 90123456		
			申告年月日 令和 年 月 日		
(フリガナ)氏名又は名称	アキタシ ショウジ (株)秋田市商事	住所	〒 000-0000 (電話 018-863-2222) 本店 秋田市山王1丁目1-1	事業種目	倉庫業
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		又は	〒 (電話)	資本金の額又は出資金の額
(フリガナ)法人の代表者氏名	アキタ タロウ 秋田 太郎	所在地	支店	所轄税務署名	秋田 税務署
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間 の事業所税の 申告書				この申告に 応答する者 の氏名	(電話 018-863-2222) 秋田 次郎

38

資産	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	5462 50 [㎡]	従業者	従業者給与総額	⑫	十億 百万 千 円 431783014
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②	250 00 [㎡]		非課税に係る従業者給与総額	⑬	円 8579930
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	110 00 [㎡]		控除従業者給与総額	⑭	円 2663806
		②に係る非課税床面積	④			課税標準となる従業者給与総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	円 420539 000
	控除事業所床面積	①に係る控除床面積	⑤	1297 50 [㎡]		従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	円 1051347
		②に係る控除床面積	⑥			既に納付の確定した従業者割額	⑰	円
	課税標準となる事業所床面積	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	4055 00 [㎡]		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯)	⑱	円 35593 00
		②に係る課税標準となる床面積	⑧	125 00 [㎡]		既に納付の確定した事業所税額 (⑪+⑰)	⑲	円 00
		課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	4180 00 [㎡]		この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲)	⑳	円 35593 00
	産割	資産割額 (⑨×600円)	⑩	十億 百万 千 円 2508000		備考		
既に納付の確定した資産割額		⑪	円	関与税理士氏名	(電話)			

事業所等明細書

明細区分の別	算定期間	令和3年4月1日から	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		令和4年3月31日まで	処理事項					
1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等			氏名又は名称	(株) 秋田市商事				
			個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				

※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資		産		割		従業者割	
				専用床面積	事業所床面積	使用した期間(年月日)	従業者数	従業者給与総額			
				共用床面積	(⑦+①) ⑧	同上の月数	⑨	⑩			
① 2 計	①	本社	秋田市本町1丁目1-1 AKビル	3300	00	m ²					
		(株)秋田市商事	秋田市本町1丁目1-1	412	50	m ²	3712	50	m ²		
① 2 計	①	倉庫	秋田市中町3丁目3-19			m ²					
						m ²	1750	00	m ²		
1 2 計	①					m ²					
						m ²	5462	50	m ²		
1 2 計	②	駅東営業所	秋田市新町1丁目13-2			m ²					
		(株)秋田市商事	秋田市本町1丁目1-1			m ²	250	00	m ²	R3・9・15 から R4・3・31 まで 6月	18
1 2 計	①					m ²					
						m ²	250	00	m ²		
1 2 計	①					m ²					
						m ²					
1 2 計	①					m ²					
						m ²					

非課税明細書

算定期間	令和3年4月1日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和4年3月31日まで	処理事項				
		氏名又は名称	(株)秋田市商事			
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				

第四十四号様式別表二

※		事業所等の名称	本社	事業所等の所在地	秋田市本町1丁目1-1			
非課税の内訳					資産割	従業者割		
					非課税床面積 ㊦	非課税従業者数 ㊧	非課税従業者給与総額 ㊨	
					㎡	人	千億 百万 千 円	
	法第701条の34第	3	項第	26	号該当	9000	3	6851390
	法第701条の34第		項第		号該当			
	法第701条の34第		項第		号該当			
	障害者・	65	歳以上	の従業者		2	1728540	
	合計				9000	5	8579930	
※		事業所等の名称	倉庫	事業所等の所在地	秋田市中町3丁目3-19			
非課税の内訳					資産割	従業者割		
					非課税床面積 ㊦	非課税従業者数 ㊧	非課税従業者給与総額 ㊨	
					㎡	人	千億 百万 千 円	
	法第701条の34第	3	項第	26	号該当	2000		
	法第701条の34第		項第		号該当			
	法第701条の34第		項第		号該当			
	障害者・		歳以上	の従業者				
	合計				2000			
非課税事業所床面積等の合計					11000	5	8579930	

課税標準の特例明細書

算定期間	令和3年4月1日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分								
	令和4年3月31日まで	処理事項												
		氏名又は名称	(株)秋田市商事											
	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

第四十四号様式別表三

※	事業所等の名称	倉庫			事業所等の所在地	秋田市中町3丁目3-19								
課税標準の特例内訳	資産割		従業者割		課税標準の特例適用対象		控除割合		控除従業者給与総額					
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴								
法第701条の41 第1項第14号該当	m ²	3/4	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円								
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	円	—	円								
雇用改善助成対象者	m ²	—	m ²	円	—	円								
合計	m ²		m ²	円	1/2	円								
	173000		129750		5327612					2663806				

41

※	事業所等の名称				事業所等の所在地									
課税標準の特例内訳	資産割		従業者割		課税標準の特例適用対象		控除割合		控除従業者給与総額					
	課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	控除割合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象従業者給与総額 ㊲	控除割合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴								
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円								
法第701条の41 第 項第 号該当	m ²	—	m ²	円	—	円								
雇用改善助成対象者	m ²	—	m ²	円	1/2	円								
合計	m ²		m ²	円		円								
控除事業所床面積等の合計			m ²	129750	控除従業者給与総額の合計						2663806			

共用部分の計算書

算定期間	令和 3 年 4 月 1 日から	※ 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 4 年 3 月 31 日まで	氏名又は名称	(株)秋田市商事			
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			

※	事業所等の名称	本 社		事業所等の所在地	秋田市本町1丁目1-1		
専用部分の延べ面積	①	720000	㎡	③ の 内 訳			⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②	330000	㎡	消防設備等に係る共用床面積			⑦ 3000
非課税に係る共用床面積	③	40000	㎡	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積		① 25000
③以外の共用床面積	④	90000	㎡		2分の1が非課税となる共用床面積		⑦ (× $\frac{1}{2}$) 12000
共用床面積の合計 (③+④)	⑤	130000	㎡	⑦~⑧以外の非課税に係る共用床面積			⑤
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)	⑥	41250	㎡	合 計 (⑦~⑤)			④ 40000

※	事業所等の名称			事業所等の所在地			
専用部分の延べ面積	①		㎡	③ の 内 訳			⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		㎡	消防設備等に係る共用床面積			⑦
非課税に係る共用床面積	③		㎡	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積		①
③以外の共用床面積	④		㎡		2分の1が非課税となる共用床面積		⑦ (× $\frac{1}{2}$)
共用床面積の合計 (③+④)	⑤		㎡	⑦~⑧以外の非課税に係る共用床面積			⑤
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)	⑥		㎡	合 計 (⑦~⑤)			④

障害者・65歳以上の従業者及び
雇用改善助成対象者給与支払明細書

明細区分の別 1 障害者の従業者 2 65歳以上の従業者 3 雇用改善助成対象者	算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	※処理事項	整理番号	事務	区分	法人(個人)番号	申告区分	
		氏名又は名称 (株)秋田市商事						

明細区分	従業者氏名	生年月日	障害者・65歳以上 になった年月日	非課税対象期間	左に対する支払給与等の額 百万 千 円
1 ② 3	秋田 晴夫	明大昭平令 30年6月4日	2年6月4日	3年4月1日から4年3月31日まで	864270
1 ② 3	久保田 一郎	明大昭平令 31年4月19日	3年4月19日	3年5月1日から4年3月31日まで	864270
1 2 ③	千秋 太郎	明大昭平令 40年2月24日	年 月 日	3年4月1日から4年3月31日まで	2663806
1 2 ③	山王 次郎	明大昭平令 37年5月15日	年 月 日	3年4月1日から4年3月31日まで	2663806
1 2 3		明大昭 年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		明大昭 年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		明大昭 年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		明大昭 年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		明大昭 年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
1 2 3		明大昭 年 月 日	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	

43

障害者の 従業者 ① 給与総額	人 十億 百万 千 円	65歳以上の 従業者 ② 給与総額	人 十億 百万 千 円	雇用改善 助成対象者 ③ 給与総額	人 十億 百万 千 円
		2	1728540	2	5327612

第4号様式記載要領

- 1 この申告書は、秋田市長に1通提出します。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄は、個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名してください。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び秋田市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印をしてください。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本の金額又は出資金の額を記載してください。
- 8 「事業所税の申告書」は、次により記載してください。
 - (1)法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しないでください。
 - (2)法第701条の49の申告の場合は、「修正」と記載してください。
- 9 ①及び②の欄は、別表1（事業所等明細書）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 10 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）の⑦の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）の⑦の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は（①－③－⑤）の床面積に、
$$\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$$
 を乗じて得た床面積の合計を記載してください。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する（②－④－⑥）の床面積（算定期間が12月に満たない場合は、
$$\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$$
 を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等 (3)を除く
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 (3)を除く
$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額④の合計を記載してください。
- 15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額⑦の合計を記載してください。
- 16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額⑦の合計を記載してください。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 18 ⑱及び⑲の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

第44号様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄は、個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 5 「明細区分」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止された場合です。また、計は、1又は2のそれぞれを合計したものを表しています。
 - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印をしてください。
 - (3) 記載に当たっては、明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください。（「専用床面積⑦」及び「共用床面積⑧」の合計は、記載の必要はありません。）
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印をしてください。
- 6 「専用床面積⑦」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。）を記載してください。
- 7 「共用床面積⑧」の欄は、専用床面積に対応する第44号様式別表4の共用床面積を記載してください。
- 8 「事業所床面積⑨」の欄は、「専用床面積⑦」と「共用床面積⑧」の合計を記載してください。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。
- 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要はありません。
- 10 「同上の月数」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 算定期間の中で中途において新設された事業所等 (3)を除く。
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中で中途において廃止された事業所等 (3)を除く。
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中で中途において新設又は廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業者数⑩」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（障害者及び年齢65歳以上の方を含む。）を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者数のうち最大であるものの数値が、当該従業者数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。
なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。
- 12 「従業者給与総額⑪」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

第44号様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、法第701条の34又は附則第32条の3（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合に第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 5 ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。）を記載してください。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないでください。
- 6 ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（障害者及び年齢65歳以上の方を含みます。）を該当項目ごとに記載してください。
- 7 ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

第44号様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、法第701条の41又は附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合に第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号又は法人番号を記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 5 ㊩の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊦の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載してください。）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊩の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載してください。
- 6 ㊪の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊦の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。

第44号様式別表4記載要領

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第44号様式別表1に添付してください。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専有している場合又は家屋の一部を専有しているが共用部分がない場合は、添付の必要はありません。

2 ※印の欄は、記載しないでください。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号又は法人番号を記載してください。

4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。以下同様とする。）を記載してください。

5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載してください。

なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積⑦」の欄と一致します。

6 ③の欄は、④の欄の数値を記載してください。

7 ⑦の欄は、次により記載してください。ただし、⑦、⑧及び⑨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

(1) ⑦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、政令第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

(2) ⑧の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載してください。

(3) ⑨の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

(4) ⑩の欄は、共用床面積のうち、⑦、⑧及び⑨以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

(5) ⑦～⑩に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

第44号様式添付資料1記載要領

1 「明細区分」の欄は、該当番号に○印をしてください。

2 「非課税対象期間」の欄は、算定期間内における非課税対象期間を記載してください。

3 「左に対する支払給与等の額」の欄は、非課税対象期間内に支払われた給与等の額又は算定期間内に支払われた雇用改善助成対象者の給与等の額を記載してください。

4 ①、②、③の欄は、それぞれ明細区分1、2、3各々の合計を記載してください。

市町村コード		052019		秋田県		秋田市		事業所税 領収証書		公					
口座番号				加入者				02560-2-960033				秋田市会計管理者			
所在地及び氏名又は名称															
秋田市本町1丁目1-1 (株)秋田市商事 様															
年度		※処理事項				事業者コード									
4						90123456									
課税算定期間						申告区分									
3年4月1日から4年3月31日まで						<input checked="" type="radio"/> 当初 <input type="radio"/> 修正 <input type="radio"/> 更正 <input type="radio"/> 決定									
		百十億		千		百十		万		千		百十		円	
税額		01						3559		300					
延滞金		02													
過少申告 加算金		03													
不申告加算金		04													
重加算金		05													
合計額		07						3559		300					
納期限		年 月 日													
上記のとおり領収しました (納税者保管)										領 収 日 付 印					
・この納付書は、3枚1組 の複写式になっています ので、切り離さずに提出 して下さい。															

1. 各片は、1片をのり付けその他の方法により接続するものとする。
2. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記載するものとする。
3. ※印の欄は、記載しないこと。

3 事業所等新設・廃止申告書

<設 例>

㈱秋田市製菓は、秋田市内の事業所用家屋（床面積500㎡、所在地：秋田市東町15-2）で菓子の製造及び販売事業をしていましたが、令和3年8月27日に秋田工場（床面積400㎡、所在地：秋田市上町32-1）を借受け事業所を新設しました。

当該工場の従業者数は25人であり、事業年度は4月1日から3月31日、代表者は秋田太郎氏です。

また、貸付者は秋田二郎氏で、住所は秋田市表町6-5です。

事業所等 新 設 廃 止 申告書														
年 月 日														
(宛先) 秋 田 市 長														
申 請 者	住所又は所在地	秋田市東町15-2 ○○○-○○○-○○○○												
	フリガナ 氏名又は名称	(株)秋田市製菓						この申告 書に 応答 する者等	課名 係名	総務部 経理課				
	法人の 代表者氏名	秋田 太郎							氏名	秋田 市郎				
	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
下記の事業所用家屋を 新設 廃止 したので、地方税法第701条の52第1項および秋田市市税条例 第142条第1項の規定により申告します。														
事 業 所 等 の 明 細	所在地	秋田市上町32-1												
	事業年度又は 課税期間	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで						新設又は廃止 年 月 日	令和 3年 8月 27日					
	名 称	秋田工場						従業者数	25 人					
	事業所床面積	(専用床面積) 400 00 m ² (共用床面積) m ²						合計床面積	400 00 m ²					
貸 付 者	住所又は所在地	秋田市表町6-5 (○○○-○○○-○○○○)												
	氏名又は名称	秋田 二郎												
市 内 に 所 在 す る 他 の 事 業 所 等	所在地							床面積				従業者数		
		秋田市東町15-2						500 00 m ²				25 人		
								m ²				人		
								m ²				人		
(備 考)														

[注] 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

この申告書は、新設又は廃止の日から1か月以内に提出してください。

4 税額のない場合の申告書

<設 例>

秋田市鉄工(株)は、3月決算法人で秋田市内の事業所床面積および従業者数等は次のとおりです。

◎ 事業所の概要

住 所	秋田市東町五丁目1-1 (本社事務所)	秋田市柳町15-9 (工場)
代 表 者	秋田 大助	
資 本 金	3,400万円	
事業種目	機械修理、加工	

◎ 本社(秋田市東町五丁目1-1)は、(株)秋田市証券の所有する東町ビルにテナントとして入居しています。

1. 東町ビルの延べ床面積	1,500㎡
2. 入居事業所全体の専用床面積	1,200㎡
3. 秋田市鉄工(株)の専用床面積	400㎡
4. 東町ビルの共用床面積	300㎡
5. 本社に勤務する従業者数	32人
6. 役員以外で年齢が65歳以上の従業者数	2人

◎ 工場(秋田市柳町15-9)は自社所有です。

7. 事業所床面積	600㎡
(このうち休憩室の床面積)	35㎡
8. 中小企業の高度化に寄与する事業で県から資金の貸付けを受けて設置した施設	150㎡
9. 工場に勤務する従業者数	40人
10. 8.の施設に勤務する従業者数	3人

この設例における申告書に記入する場合の計算方法

①の欄…算定期間末日(又は廃止の日)現在の事業所床面積の求め方

ア 本社の事業所床面積

秋田市鉄工(株) の専用床面積	共用床面積	$\frac{\text{秋田市鉄工(株)の専用床面積}}{\text{全体の専用床面積}}$	=	
400.00㎡	+ (300.00㎡ ×	$\frac{400.00\text{㎡}}{1,200.00\text{㎡}}$)	=	500.00㎡

イ 工場の事業所床面積 600.00㎡

秋田市鉄工(株)の事業所床面積

(ア 500.00㎡ + イ 600.00㎡) = **1,100.00㎡**

②の欄…①のうち非課税に係る事業所床面積

工場の休憩室の床面積	高度化事業に係る床面積	=	
35.00㎡	+ 150.00㎡	=	185.00㎡

③の欄…免税点の判定の基礎となる事業所床面積

(① 1,100.00㎡ - ② 185.00㎡) = 915.00㎡

④の欄…算定期間末日(又は廃止の日)現在の従業者数

本社の従業者数 32人 + 工場の従業者数 40人 = 72人

⑤の欄…④のうち非課税に係る従業者数

役員以外で年齢が 65歳以上の従業者数 2人 + 高度化に係る施設に勤務する従業者数 3人 = 5人

⑥の欄…免税点の判定の基礎となる従業者数

(④ 72人 - ⑤ 5人) = 67人

事業所用家屋及び従業者の申告書記載要領

- 1 この申告書は、秋田市市税条例第141条第4項の規定に基づき秋田市内の事業所等において事業を行う者で、当該課税期間について納付すべき事業に係る事業所税額がない者のうち、当該課税期間の前課税期間において納付すべき事業に係る事業所税額があった場合及び当該課税期間に係る事業所床面積が800平方メートル又は従業者の数が80人を超える場合に秋田市長に1通提出してください。
- 2 ※印の欄は、記載しないでください。
- 3 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名してください。
- 4 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地又は秋田市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 5 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 6 「資本の金額又は出資金額」の欄は、期末現在における資本の金額又は、出資金額を記載してください。
- 7 ①の欄は、算定期間末日現在に秋田市内に有する事業所等の床面積(休止面積を含む。)の合計(1平方メートルの100分の1未満は切り捨てること。以下同様とする。)を記載してください。
- 8 ④の欄は、算定期間末日現在に秋田市内の事業所等における従業者数(役員(非常勤役員を含む。)、アルバイト、パートタイマー等を含む。)の合計を記載してください。

受付 印 (宛先) 秋田市長	令和 年 月 日	※処理事項	発信年月日		整理番号	事務	区分	法人(個人)番号
				郵便官署消印	確認印			
					申告年月日	令和 年 月 日		
(フリガナ) 氏名又は名称	アキタシテッコウ 秋田市鉄工(株)	住所 本店	〒 010-XXXX (電話 018-863-2222)		事業種目	機械修理、加工		
(フリガナ) 法人の代表者氏名	アキタ ダイスケ 秋田 大助	又は 所在地 支店	〒 (電話)		資本金の金額 又は出資金額	兆 十億 百万 千円	34000	
					所管 税務署名	秋田 税務署		
令和 3 年 4 月 1 日か令和 4 年 3 月 31 日までの 事業所用家屋及び従業員の申告書					この申告に 応答する者 の 氏 名		(電話 018-863-2222) 秋田 一郎	

(事業所等明細)

事業 所用 家屋	算定期間末日 (又は廃止の日) 現在の事業所床面積 ①		110000	m ²
	①のうち非課税に係る事業所床面積 ②		18500	m ²
	免税点の判定の基礎となる事業所床面積 (①-②) ③		91500	m ²
従 業 者	算定期間末日 (又は廃止の日) 現在の従業者数 ④		72	人
	④のうち非課税に係る従業者数 ⑤		5	人
	免税点の判定の基礎となる従業者数 (④-⑤) ⑥		67	人

事業所等の名称	所在地及びビル名	事業所床面積	従業者数
事業所用家屋の所有者 住所・氏名			
本 社	東町五丁目1-1東町ビル	m ²	
秋田市東町五丁目1-1 (株)秋田証券		50000	32 人
工 場	柳町15-9		
自社所有		60000	40 人

(非課税明細)

非 課 税 の 内 訳	事業所床面積	従業者数
法第701条の34 第 3 項第 26 号該当	m ² 3500	0 人
法第701条の34 第 3 項第 20 号該当	15000	3 人
法第701条の31第1項第5号 該当		2 人
非課税事業所床面積等の合計	18500	5 人

備 考	
--------	--

5 事業所用家屋の貸付等申告書

<設 例>

㈱秋田市第一産業はテナントビルを所有しており、その概要と使用状況は次のとおりです。

◎ 家屋の概要		
1. 所有者	㈱秋田市第一産業	
2. 住所	秋田市東町7-6	
3. 代表者	秋田太郎	
4. ビル名等	第一産業ビル	
5. 第一産業ビルの延べ床面積		6,100㎡
6. 第一産業ビルの専用床面積		5,300㎡
7. 第一産業ビルの共用床面積		800㎡
◎ 使用状況		
1. ㈱秋田市第一産業	使用(専用)床面積	2,500㎡
2. ㈱秋田市事務用品	使用(専用)床面積	500㎡
3. ㈱秋田市商事	使用(専用)床面積	1,500㎡
4. 秋田市図書館㈱	使用(専用)床面積	800㎡

事業所用家屋の貸付等申告書記載要領

- 「家屋の所在地」の欄は、この申告書の対象となった事業所用家屋の所在地を記載してください。
- 「家屋所有者の住所又は所在地及び家屋所有者の氏名又は名称」の欄は、この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方が申告する場合は記載する必要はないものとします。しかし、この申告をする方自身が事業所用家屋を借り受け、既に貸付けている場合は記載してください。
- ①の欄は、この申告をする事業所用家屋の全体の床面積（居住用との併用となっている場合は、居住用部分を含めた全体の床面積）を記載してください。
- ②の欄は、次に該当する場合に「共用部分の計算書」の⑦の欄の数値を記載してください。
 - この申告をする事業所用家屋が居住用と併用になっている場合
 - この申告をする事業所用家屋が区分所有されている場合
 - 貸ビル等の事業所用家屋のうち、廊下などの共用部分がある場合
- ③の欄は、市内に本店がある場合にはその本店の住所又は所在地を、市内に本店がない場合には市内における主たる事業所等の住所又は所在地を記載してください。
- ④の欄は、この申告をする方が使用する事業所等部分がある場合には、使用者としてこの欄に記入してください。また、使用者のいない部屋がある場合には、この欄に「空室」と記載してください。
- ⑤の欄は、貸付・変更・解約のあった年月日を記載してください。
- ⑥の欄は、次によって該当するものに○をつけてください。
 - 貸付とは、既に貸し付けている場合又は新たに貸し付けることとなった場合をいいます。
 - 変更とは、既に貸し付けている場合に、その貸付け床面積を増減した場合をいいます。
 - 解約とは、既に貸し付けている場合に、その貸付けを解約した場合をいいます。
- ⑦の欄は、各使用者が事業所等として使用する専用部分の延べ床面積を記載してください。この申告する方自身が使用する専用部分及び使用者のいない「空室」の場合でも、その専用部分を記載してください。
- ⑧の欄は、⑦の欄の専用床面積に $\frac{\text{按分対象とする共用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る専用部分の延べ床面積}}$ の数値を乗じて得た数の合計の割合を記載してください。
- 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨ててください。



提出用

事業所用家屋の貸付等申告書

年 月 日

(宛先) 秋 田 市 長

申 告 者	住所又は所在地	秋田市東町7-6													
	氏名又は名称	(株)秋田市第一産業									この申告に 応答する 者等	所属	総務課経理係		
	法人の 代表者氏名	秋田 太郎									氏名	秋田 次郎			
	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	

地方税法第701条の52第2項ならびに秋田市市税条例第142条第2項および第3項の規定により、
事業所用家屋の 貸 付 け
貸付けの異動 を申告します。

家屋の所在地	秋田市東町150-1	ビル名等	第一産業ビル	
家屋所有者の 住所又は所在地		家屋全体の 床面積①	6,100	m ² 00
家屋所有者の 氏名又は名称		この申告の対象と なる事業所部分の 床面積②	6,100	m ² 00

貸し 付 け て い る 事 業 所 用 家 屋	使用者の住所又は所在地③	貸付等年月日⑤	専用床面積⑦	合計床面積 (⑦+⑧)⑨
	使用者の氏名又は名称④	事 由⑥	共用床面積⑧	
	秋田市東町7-6	年 月 日	2,500 ₀₀ m ²	2,877 ₃₅ m ²
	(株)秋田市第一産業	貸付・変更・解約	377 ₃₅ m ²	
	秋田市北町1-15	○年○月○日	500 ₀₀ m ²	575 ₄₇ m ²
	(株)秋田市事務用品	貸付・変更・解約	75 ₄₇ m ²	
	秋田市東町7-6	○年○月○日	1,500 ₀₀ m ²	1,726 ₄₁ m ²
	(株)秋田市高事	貸付・変更・解約	226 ₄₁ m ²	
	秋田市東町7-6	○年○月○日	800 ₀₀ m ²	920 ₇₅ m ²
	秋田市図書館(株)	貸付・変更・解約	120 ₇₅ m ²	
		年 月 日	m ²	m ²
		貸付・変更・解約	m ²	
		年 月 日	m ²	m ²
		貸付・変更・解約	m ²	

- (注) 1 この申告書を提出する場合は、建物の平面図を添付してください。
 2 この申告書は、貸付けを行った日又は異動を生じた日から1か月以内に提出してください。
 3 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

事業所用家屋の貸付等申告書（続表）

					提出用		
貸 し 付 け て い る 事 業 所 用 家 屋	使用者の住所又は所在地 ③	貸付等年月日 ⑤	専用床面積 ⑦		合計床面積 (⑦+⑧) ⑨		
	使用者の氏名又は名称 ④	事由 ⑥	共用床面積 ⑧				
			年 月 日		㎡		㎡
			貸付・変更・解約		㎡		
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				
			年 月 日				
			貸付・変更・解約				

共用部分の計算書記載要領

- 1 ①の欄は、専用部分で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ床面積を記載してください。
- 2 ②の欄は、①の専用部分の延べ床面積のうち、この申告書に係る事業所等部分の延べ床面積を記載してください。
- 3 ③の欄は、⑧の（オ）の欄の数値を記載してください。
- 4 ⑧の欄は、申告の対象となる事業所用家屋が消防法上の特定防火対象物に該当する場合のみ記載してください。
- 5 （ア）の欄は、⑤のうち、非課税に該当する消防用設備等に係る床面積を記載してください。
- 6 （イ）の欄は、⑤のうち、その全部が非課税に該当する避難施設等に係る床面積を記載してください。
- 7 （ウ）の欄は、⑤のうち、その2分の1が非課税に該当する避難施設等に係る床面積を記載してください。
- 8 （エ）の欄は、⑤のうち、（ア）～（ウ）以外の非課税に該当する部分に係る床面積を記載してください。

共用部分の計算書

(貸付けに係る分)

提出用

氏名又は名称	(株)秋田市第一産業				
専用部分の延べ床面積 ①	5,30000	m ²	③ の 内 訳 ⑧		
①のうち当該事業所部分の延べ床面積 ②	5,30000		消防設備等に係る 共用床面積(ア)		m ²
非課税に係る共用 床面積 ③			防災に 関する 設備等	全部が非課税 となる共用 床面積(イ)	
③以外の共用床面積 ④	80000			2分の1が非課税 となる共用 床面積(ロ)	(×1/2)
共用床面積の合計 (③+④) ⑤	80000		(ア)~(ロ)以外の非課税に 係る共用床面積 (エ)		
事業所床面積となる共 用床面積(④×②/①) ⑥	80000		合 計 (ア) ~ (エ) (オ)		
共用部分を含めた事業 所部分の床面積 (②+⑥) ⑦	6,10000		備 考		

- (注) 1 この計算書は、次に該当する場合に「事業所用家屋の貸付等申告書」に添付すること。
- (1) 申告の対象となる事業所用家屋が居住用との併用となっている場合
 - (2) 申告の対象となる事業所用家屋が区分所有されている場合
 - (3) 貸しビル等の事業所用家屋のうち、廊下などの共用部分がある場合
- 2 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てること。



ゼイキッズ

秋田市の税のイメージキャラクター「ゼイキッズ」です。
税のしくみはとっても複雑だけど、みんなの負担を公平にするために、
とても大事なことなんだ。

分からないことがあったら何でも聞いてね！

ご質問はいつでも待ってるゼイ！

事業所税の手引

編集発行 秋田市企画財政部市民税課

初版発行 平成 3 年 7 月

改訂発行 令和 5 年 4 月

秋田市山王1丁目1番1号

電話 018-888-5475
